次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の２分の１復元と
堅持に関する意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が２分の１から３分の１に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・就学制度など、教育条件の自治体格差が拡がっています。

さらに、就学援助受給者の増大にあらわれているように、社会全体として低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、所得の違いが教育格差につながってきています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならず、教育予算を国全体として、確保・充実させる必要があります。

よって、次の事項について地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

記

１　「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめ細かい教育の実現のために、更なる教職員定数の改善計画を実施すること。

２　教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国の負担率を２分の１に復元することを含め、制度を堅持すること。

３　学校施設整備、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

平成 23 年６月 27 日

兵庫県養父市議会

内閣総理大臣
文部科学大臣　　様
総務大臣
財務大臣